

恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業者選定委員会
設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市が実施する恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業において、公募設置等予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために設置する「恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 公募設置等予定者を選定するための評価項目、基準の設定に関する事項
- (2) 公募設置等予定者の選定に関する事項
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 都市計画、建築意匠等に関する有識者
- (2) 不動産、金融、経営等に関する有識者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 市長が適当と認める職にある職員

3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から公募設置等予定者が選定される日までとする。

4 委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、市長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ前条第2項に掲げる委員のうちから委員の互選によってこれを定める

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議は、これを公開しない。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部管理課において処理する。

(謝礼)

第7条 市長は、委員(第3条第2項第4号に規定する委員を除く。)に対し、役務の対価として、報償費及び旅費を支給することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3年11月16日から実施する。